議案審議状況

本会議・委員会から

本会議

◆平成17年度狛江市一般会計補正予算（第4号）

【提案理由】

一般会計予算を補正する必要が生じたため。

【主な質疑】

（歳出）

・日曜開庁はいつから本格実施されるのか。また費用対効果についてどう考えるか。

・AEDを活用した地域救命救急講習会の開催予定は。

【結果】賛成全員の可決

◆平成17年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

【提案理由】

国民健康保険特別会計予算を補正する必要が生じたため。

【結果】賛成全員の可決

◆平成17年度狛江市公共下水道特別会計補正予算（第2号）

【提案理由】

公共下水道特別会計予算を補正する必要が生じたため。

【結果】賛成全員の可決

◆東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

【提案理由】

一部事務組合議員の公務上又は通勤による災害に対する補償に関する事務を共同処理するため、新たに加入させる必要が生じたため。

【結果】賛成全員の可決

◆東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合規約の一部を改正する規約

【提案理由】

組合が共同処理する事務の拡大による業態の変化に伴い、組合名称を変更するため、地方自治法第286条第2項及び第290条に基づき所要の改正を行う必要が生じたため。

【結果】賛成多数の可決

◆人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（松﨑正勝氏）

【提案理由】

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるため。

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市職員の給料等に関する条例等の一部を改正する条例

【提案理由】

職員の給料等を改正することに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため。

【結果】賛成全員の可決

◆平成17年度狛江市一般会計補正予算（第5号）

【提案理由】

一般会計予算を補正する必要が生じたため。

【結果】賛成全員の可決

◆平成17年度狛江市公共下水道特別会計補正予算（第3号）

【提案理由】

公共下水道特別会計予算を補正する必要が生じたため。

【結果】賛成全員の可決

総務文教常任委員会

◆狛江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

【提案理由】

地方公務員法の改正に伴い、条例を制定する必要が生じたため。

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市地域センター・地区センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

地域センター・地区センターの使用料を独自の基準で設定することに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため。

【結果】修正議決

◆狛江市立学校の施設の使用に関する条例

【提案理由】

市立学校施設の使用料の設定に伴い、条例を制定する必要が生じたため。

【結果】賛成少数で否決

◆狛江市立公民館条例の一部を改正する条例

【提案理由】

使用料の設定及び目的外使用料設定のため、条例の一部を改正する必要が生じたため。

【結果】修正議決

◆狛江市体育施設条例の一部を改正する条例

【提案理由】

使用料の改定等に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため。

【結果】修正議決

◆狛江市民総合体育館条例の一部を改正する条例

【提案理由】

使用料の改定等に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため。

【結果】賛成多数の可決

社会常任委員会

◆狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例

【提案理由】

都市計画税の税率の特例措置の期間を延長するため。

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市あいとぴあセンター（健康福祉会館）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

あいとぴあセンター施設等使用料の設定に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため。

【結果】修正議決

◆狛江市学童保育所設置条例の一部を改正する条例

【提案理由】

平成18年3月31日をもって和泉学童保育所を廃止することに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため。

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市立岩戸児童センターの指定管理者の指定について

【提案理由】

狛江市立児童館の設置および管理に関する条例第14条第1項の規定に基づき、指定管理者に狛江市立岩戸児童センターの管理を行わせるため。

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市立和泉児童館の指定管理者の指定について

【提案理由】

狛江市立児童館の設置および管理に関する条例第14条第1項の規定に基づき、指定管理者に狛江市立和泉児童館の管理を行わせるため。

【結果】賛成全員の可決

環境建設常任委員会

◆狛江市行政財産の使用に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

使用料の改定等に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため。

【結果】賛成全員の可決

可決された意見書

第4回定例会では、3件の意見書が提出され、内2件が可決されました。可決された意見書を紹介します。

人権擁護法案の反対を求める意見書

平成13年（2001年）に人権擁護推進審議会が行った「独立の機関を中心とした新たな人権擁護制度」を求めた答申を受けて、政府が提案した人権擁護法案は、国会審議の過程で、メディア規制条項などの抜本改正を求める世論が高まり、平成15年（2003年）の衆議院解散総選挙により廃案となった。

しかしながら、政府は前法案をほとんど修正しないまま国会に法案の再提出を目指している。この法案には以下の問題点が指摘されている。

「人権侵害」の定義があいまいなため恣意的解釈が可能であり、市民の間の言動まで「差別的言動」として人権委員会が介入し、規制することになれば、国民の言論・表現の自由、内心の自由が侵害されるおそれがある。

こうした問題点を残したまま法案が成立するならば、基本的人権である言論の自由が奪われ、新たな人権侵害につながるおそれがある。

よって狛江市議会は政府及び国会に対し、人権擁護法案の国会提出に反対し、その廃案を強く要望する。

小泉首相初め政府閣僚の靖国神社参拝の中止を求める意見書

小泉首相は10月、5回目の靖国神社参拝を強行した。

首相は内外の批判に対して、「不戦の決意で祈った」「心の問題に他人が干渉すべきでない」などと述べている。しかし靖国神社は、一般的な戦没者追悼施設ではない。

戦前・戦中は、軍管理の宗教施設として国民を戦争に駆り立ててきた。戦後は一宗教法人となったが、今なお日本の起こした侵略戦争を「自存自衛のため」の正しい戦争だったと宣伝している。靖国神社の展示館「遊就館」や出版しているビデオでは、日米開戦について、アメリカが日本を追い詰めて強要したもので米国の陰謀であると描き、日中戦争も、中国側の排日運動や和平の拒否に原因があるなどとして、戦争の責任を中国側に押しつけている。したがって靖国神社に首相や政府閣僚が参拝することは、過去の侵略戦争が正しい戦争だったという靖国神社の主張に、日本政府が公認のお墨つきを与えることになるのである。

これは日本の侵略戦争と植民地支配によって、多大な犠牲を強いられたアジアの諸国民を傷つけ、日本への信頼を著しく損なう行為である。国内外から、抗議と批判の声が上がるのは当然である。

小泉首相は8月15日の談話で、日本の植民地支配と侵略によってアジアの人々に多大な損害と苦痛を与えたことに反省とおわびを表明したが、靖国神社への参拝は、この言葉をも否定する行動である。首相個人の信念のために、それも誤った信念のために、近隣諸国との友好という日本の国益を覆すことは許されない。これは政府閣僚全員が胸に刻むべき問題である。

過去の侵略戦争を反省し、その誤りを二度と繰り返さない平和国家として進むことが戦後日本の原点であり、これを踏まえてこそアジア諸国初め世界各国との平和友好関係を発展させることができると深く確信する。

よって狛江市議会は、小泉首相初め政府全閣僚が靖国神社に参拝しないことを強く求めるものである。